

第1回 再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する 条例（仮称）策定検討委員会

日時：令和3年7月2日（金）15:00～17:00

場所：測量設計業協会 会議室

佐藤補佐

それでは、御案内のお時間となりましたので、これより、第1回再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）策定検討委員会を開催いたします。

委員長を御選出いただくまでの間、事務局において委員会の進行役を務めさせていただきます。

申し遅れましたが、私はエネルギー政策推進課 課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤補佐

第1回目の委員会の開催に当たり、このたび御就任いただきました委員の方々を御紹介申し上げます。

御紹介は、お手元の「委員名簿」の順に行わせていただきます。

弁護士の方柳 紀子 委員です。

山形大学人文社会科学部の和泉田 保一 委員です。

山形大学名誉教授の伊藤 清郎 委員です。

酒田港風力発電事業者協議会 会長の加藤 聡 委員です。

東北おひさま発電株式会社 代表取締役社長の後藤 博信 委員です。

鶴岡市 環境課長の佐藤 尚子 委員です。

山形大学大学院理工学研究科の高澤 由美 委員です。

飯豊町企画課長の高橋 弘之 委員です。

京都大学大学院経済学研究科の内藤 克彦 委員です。

以上でございます。ありがとうございました。

佐藤補佐

続きまして、鑑水環境エネルギー部次長から御挨拶申し上げます。

鑑水次長

本日はお忙しい中、また、コロナ禍でまだまだ油断できない状況下ではございますが、ご参加いただき感謝申し上げます。また、委員におかれましては、委員就任について、快くお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、全国的にも、再エネ設備の設置に当たり、一部の事業者による「事前周知なしの開発行為の実施」や「地域住民とのコミュニケーション不足」等により、地域住民

との関係が悪化するケースが見られるところであり、本県においても、昨年度、風力発電所の建設に対して地元の反対運動が起きた経過もあるところです。

こうしたケースを防ぐためには、再エネ開発の事業計画作成の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、十分に配慮して事業を進めていくことが重要であるとされております。

このため、県としましては、事業者と地元の十分な合意形成が図られた形で再エネ設備の建設を進められるよう、仮称ではありますが、「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例」の制定を目指してまいりたいと考えているところです。

こうした考え方は、政府が6月18日に策定した「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）」や5月26日に与野党全会一致で可決成立した改正地球温暖化対策推進法で謳われている「地域との共生、地域の合意形成を図りつつ、再エネを最大限導入していくという考え方」とも合致しているものと考えております。

条例の策定に当たりましては、条例策定検討委員会において、専門家の皆様の御意見も踏まえながら検討を進めることとし、今年12月の県議会定例会に上程できればと考えております。

県としましては、2050年のカーボンニュートラルを見据えますと、再エネの導入拡大は必要不可欠であるという認識でありますが、そのためにも地元住民の方々が納得したかたちで再エネの導入が進められるような環境を整備してまいりたいと考えておりますので、幅広い視点から忌憚のない御意見を頂戴し、条例の策定について御検討いただければ幸いです。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤補佐

ここで、事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

鑑水環境エネルギー部次長です。

高梨エネルギー政策推進課長です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤補佐

議事に移ります。

はじめに、委員長の互選を行います。

お手元に配布しております「設置要綱」第4条第1項において、「委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める」とされております。

互選につきましては、推薦により御決定いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、どなたか御推薦をお願いいたします。

高澤委員

歴史や文化等に幅広い御見識をお持ちで、名誉教授も務めておられる伊藤委員を御推薦申し上げたいと思います。

佐藤補佐

ありがとうございます。

伊藤委員を委員長にとの御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(賛成)

ありがとうございます。

伊藤委員が委員長に選出されました。

それでは、伊藤委員には、委員長席への御異動をお願いいたします。

ここで、伊藤委員長から御挨拶を頂戴したいと存じます。

伊藤委員長

伊藤でございます。よろしくをお願いいたします。

再エネ発電所の建設について、地域の環境や歴史、文化とのバランス、調和を取ることが求められております。条例制定という大変大きな課題ですが、委員の皆様から、忌憚のない御意見を賜りながらよりよい方向で、しっかりした中身の議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

佐藤補佐

ありがとうございました。「設置要綱」第4条第2項において、「委員長は、議長となる」とされておりますので、ここからの議事の進行は、伊藤委員長をお願いいたします。

伊藤委員長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事の進行に皆様の御協力をお願いいたします。

次第に従いまして、まずは私の職務代理者について、「設置要綱」第4条第3項に基づき、指名させていただきます。職務代理者については、和泉田委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

伊藤委員長

次に、委員会の公開についてお諮りいたします。

当委員会につきましては、これからの県の再生可能エネルギーの発電施設の建設等に対する考え方を協議していくこととなりますので、取り扱う事柄の性質上、報道関係者等の

傍聴を認める「公開」で進めることとしていかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開で進めさせていただくこととします。

伊藤委員長

次に協議に移ります。

本日の進め方ですが、はじめに、事務局から条例の策定に向けて、論点ごとの考え方などについて説明を受けた後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

高梨課長

エネルギー政策推進課長の高梨でございます。

私の方から、お手元に配布しております資料1及び資料2について、一括してご説明させていただきます。

はじめに、資料1、A3横の資料「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）の策定に向けて」をご覧ください。

こちらは今回の条例策定に向けた、全体像をまとめたものとなっております。

まず、左上の再エネを巡る「1 政府の動向」ですが、昨年10月に菅総理が「2050カーボンニュートラル」を宣言し、政府では、新たな制度の創設や規制の見直しが進められております。

一つ目として、今年5月26日に改正地球温暖化対策推進法が成立し、その中では、地域の再エネ導入を促進する事業を推進するため、市町村が「促進区域」を設定し、事業計画を認定できる制度を創設することが盛り込まれているところです。

また、二つ目として、政府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、再エネの主力電源化及び最大源の導入のための必要な規制見直し等が検討されており、この中では、風力発電所の建設に係る環境影響評価の規模要件を1万kWから5万kWに見直すなどの規制緩和が行われることとなっております。

こういった、カーボンニュートラルの実現を見据えた政府としての動きがあるなかで、本県としてどういった条例の策定を目指していくか、御意見等をいただければと考えております。

その右側、現時点で、県として想定しております「2 本県条例の骨格イメージ」になります。

まず、目的ですが、「事業者に対して、計画段階での地元への十分な説明を求めるとともに、最終的には知事が事業認定することにより、地元住民合意の下で、地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和のとれた再エネ導入を促進すること」と考えております。

具体的には、事業者による事業計画の段階で地元住民への説明を義務付け、地元住民との合意形成を促し、工事着手前に知事の認定を受けなければならない制度を創設してまいりたいと考えております。

後程、詳細を説明させていただきますが、仮に不認定となったうえで事業を進めた場合

には、経産省において認定されたFIT（固定価格買取制度）等の取消し要件になり得ると考えております。このFIT等の取消しの可能性を担保とした制度としてはどうかと考えているところです。

また、この条例の対象となる再エネ発電施設の種別としては、FIT（固定価格買取制度）の対象種別である太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱発電を想定し、対象となる規模としては、電気事業法上の事前届出の対象基準を踏まえ設定することを想定しており、また、対象区域は、先ほど申し上げた地球温暖化対策推進法上の「促進区域」も含めた県内全域としてはどうかと考えております。

詳細は資料2でご説明させていただきます。

最後に条例の策定・施行時期については、本年12月定例県議会に提案し、周知期間や地球温暖化対策推進法の施行期日を踏まえ、令和4年度中の早期に施行することを目指したいと考えております。

左下「3 検討の視点（論点）」をご覧ください。条例検討委員会の開催に当たり、事務局の方で論点を整理しておりますので、こちらについては資料2の方で説明させていただきます。

その右「策定までのスケジュール（案）」ですが、本日の第1回委員会で委員の皆様から論点ごとの御意見等をいただき、次回までに条例の骨子案を整理させていただきたいと考えております。

その後、市町村との意見交換会、必要に応じて第3回委員会を開催させていただき、パブリックコメントを実施したうえで、12月議会への条例提案を目指してまいりたいと考えております。

右下の「全体フローイメージ」は現時点で想定される主な手続き等をフロー図として記載しているものです。当条例の手続きは、環境アセス等の手続きと同時進行的に進めていただくことを想定しております。

以上が、条例の策定に向けた考え方の全体像となります。

続いて、資料2、A4横の資料「論点の整理及び条例策定に当たっての考え方」をご覧ください。また、関係する資料のコピー等を綴っております参考資料も、適宜御覧いただければと思います。

事務局において、条例策定に当たり、事前に論点を整理させていただきました。

本日は、論点ごとに条例策定に当たっての考え方や、想定される課題等を説明させていただきます。

まず「論点①政府の動向等」についてです。

先ほどもお話ししましたとおり、政府では、2050年のカーボンニュートラルを目指し、地球温暖化対策推進法の改正や再エネに係る規制見直しが進められておりますが、こうした中での条例策定の考え方（案）として、一点目、条例の対象区域には、県として一定規模以上の再エネ施設の状況をしっかり把握するためにも、地球温暖化対策推進法の「促進区域」も含む県内全域としてはどうかと考えております。

この場合、地球温暖化対策推進法上の「促進区域」とそれ以外の区域で、例えば促進区域の場合は認定ではなく届出にするといったように、取扱いを変えるなどの検討が必要と考えております。

この区域について、他県の例をみますと、現時点では、まだ「促進区域」について規定しているところはなく、2県は、設置を規制する区域を設けている状況です。

なお、参考資料の5ページに、既に条例を制定している3県（和歌山、岡山、兵庫）と、現在制定に向けて動いている1県（山梨）の内容等を整理した表を付けておりますので、御参照いただければと思います。

政府の動向の二つ目として、規制の見直し等が進められているなかで、条例の考え方として、今回の条例が再エネ導入の妨げとならないよう、事業者にとっての負担に配慮した制度とすることが必要ではないかと考えております。

条例の制定に当たっては、決して規制することだけが目的ではなく、再エネ導入の必要性も重要な目的として盛り込む必要があるのではないかと考えているところです。

なお、他県では、実質的には規制を設ける視点での条例となっているようです。

次に2ページ目の「論点②発電所等の建設に当たっての、自然環境や歴史・文化的景観等との調和」についてです。

条例策定に当たっての考え方ですが、自然環境や歴史・文化的景観等との調和を図るために、その手法として、事業者に対して、事業計画作成に当たっては、事前に県や市町村と協議すること、また、事業計画について地元自治会への説明を義務付け、地元自治会との合意の下で再エネ導入促進を目指してはどうかと考えております。

この場合、現時点では、地元自治会への説明、合意形成をもって調和を図ることを想定しておりますが、他に考えられる手法等がございましたら、御意見をいただければと思います。

また、事業計画の作成や説明ということでは、現在も環境アセス等に基づく手続きがあるわけですが、事業者の立場から見た場合、手続きの重複感はどうかといった点についてもご意見等をいただければと思います。

なお、他県では、4県中3県で、事業計画の作成や地元自治会への説明を求めているところです。

次に3ページ目の「論点③知事の事業認定基準」についてです。事業者が作成した事業計画について、最終的に知事が事業認定を行う制度の創設を考えておりますが、認定申請を行うタイミングについては、関係法令の手続き等が一定程度進捗している工事着手前としてはどうかと考えております。

また、不認定で計画を進めた場合には、経産省によるFIT等の認定の取消し要件となり得るため、条例上の罰則は設けないこととしてはどうかと考えております。なお、この考え方については、参考資料の7ページに関係法令を抜粋しておりますので、合わせて御確認いただければと思います。

なお、他県の例では、申請等のタイミングについて、工事着手の60日前と規定したり、具体の規定はないものの、1ヶ月間の縦覧期間等を規定したりしている状況です。

また、不認定とした場合の訴訟リスクなど、その辺りの考え方につきましても、ご意見をいただければと思います。

4ページ目、同じ論点③になりますが、対象となる発電施設としては、電源種別は、いわゆる再エネ全般ということで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスとしてはどうかと考えております。

また、それぞれの規模については、電気事業法において、保安上安全かどうかを確認す

ることとなっている事業計画の事前届出を要する規模を踏まえ、資料に記載の規模以上としてはどうかと考えております。

電気事業法上の規定については参考資料の6ページに一覧でまとめておりますので、合わせて御確認いただければと思います。

なお、他県では、太陽光が主で一部風力も対象となっており、規模も様々な状況でございます。こういった状況も踏まえ、この考え方が適切かどうか御意見等をいただければと思います。

次に、認定基準ですが、事業者等への負担も考慮し、①関係法令を遵守していること、②地元自治会等から明確な反対の意思が表明されていないこと、としてはどうかと考えております。

また、認定に際しては、知事が関係市町村長から意見を聴取し、反対の意思等がなければ、認定することを基本としてはどうかと考えております。

関係市町村長からの意見については、認定申請後、知事から聴取した方がよいか、または、あらかじめ事業者が意見を求め、認定申請時に添付する方がよいか、といったことや、関係市町村長だけではなく、必要に応じて地元自治会等も意見を提出できた方がよいか、御意見等いただければと思います。

なお、他県では認定制度としている和歌山が、同様の考え方となっており、許可制度としている岡山、山梨が具体の許可基準を制定しており、兵庫は届出制度となっております。

次に5ページ目、「論点④地元住民への説明」についてです。

説明を義務付ける自治会の範囲、方法、時期についてですが、まず、方法、時期については、事業者が事業計画について県や市町村との協議が終了し、事業計画の案ができた段階で説明会を実施することを義務付けてはどうかと考えております。

また、地元自治会の範囲については、その都度、関係市町村と協議することとしてはどうかと考えており、事業者に、説明会の内容等について取りまとめたものを認定申請の際の添付書類として求めているかどうかと考えております。

なお、他県の例では、岡山を除く3県で地元自治会等への説明会を義務付けております。

最後に、地元住民との合意形成ですが、地元自治会への説明は義務付けますが、合意形成については、合意に至るまでの関係者の負担や他県の事例等も参考として、条例上は努力義務規定としてはどうかと考えております。

他県においても、合意形成までを義務付けず、努力義務規定や特段の規定がない状況であります。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、資料の論点①、政府の動向についてということで、内藤さんから御意見等お願いします。

内藤委員

改正温暖化対策推進法の促進区域が設けられることになるが、今回の条例はこの改正を念頭に置いた新しい条例ということになるので、市町村が作る促進区域と、バッティングす

る、ぶつかる可能性もなきにしもあらずということだと思う。促進区域に指定されれば、基本的に推進する方向ですべて動かざるを得なくなる。

促進区域も含めて対象にするというのは良いと思います。この条例に合意形成という機能がありますので、そういう意味では全部カバーすることはいいことではないかと思う。

この条例ではないが、温暖化対策推進法の方で、市町村が促進区域を指定するときは、都道府県が定める促進区域の設定に関する基準に従うことが規定されている。温暖化対策推進法の方の都道府県の実行計画の中で、例えばここでいうところの、「歴史的・文化的景観」よりも「歴史的・文化的環境」の方が良いとは思いますが、自然環境や歴史・文化的景観との調和に即した、または、考慮した促進区域を定めることを、改正地球温暖化対策推進法に基づく県の計画に書き込んでおくことがまず重要。そうすれば、この条例の目的と促進区域が利益相反にならない。

2番目の論点になってしまうが、歴史・文化的景観について、景観というと、少し狭いので、歴史・文化的環境との調和の方がよいのではないかと思うが、後程、詳しくお話したい。

伊藤委員長

ありがとうございます。

この促進区域は、要するに、市町村が促進区域を設定することになっている。これは、開発を進める土地と、認めない土地について、立地規制のいわゆるゾーニングという意味合いなのでしょうか。

高梨課長

今まさに国において、省令でどのようにして促進区域を設定するかといった手順を検討している状況と認識しています。国の方でまず基準を示し、都道府県がプラスアルファで基準を示すこともできるという規定になっている。また、市町村がどのように促進区域を設定するかについて、ガイドラインも策定しようとしているという状況であり、国の動向をしっかりとみながら対応する必要があると考えています。

伊藤委員長

最終的には、市町村がゾーニングするということのようにです。

今の問題につきまして、内藤さんから御発言いただきましたが、他の委員の方からも御発言があればお願いします。

高橋委員

飯豊町では、平成28年に、ユニバージーという外資の会社が、町に突然来られて、町内の山間部620ヘクタールに200メガワット太陽光（メガソーラー）発電を開発するというような計画を行っているとの話がありました。

町の方でいろいろ協議を行ったところ、そこの620ヘクタールは、非常に山深いところで、冬の積雪は4メートル、5メートルぐらい積もるところであり、そこで現実的に太陽光ができるのか、また、そこは地すべり地帯でもあり、山形県の水資源保全条例の保全地域にも指定されている。そこが森林伐採されて、乱開発されれば、万が一豪雨等の自然災

害が発生したときに、土砂の流出が非常に激しくなることが懸念されるということもあって、当然住民側でも反対運動があり、町の姿勢としても反対という中で、山形県で初めて規制条例を策定し、太陽光と風力発電の規制を行っている。条例では、抑止区域を設定している。先ほど申し上げた、水資源保全条例に係る指定された地域、また、町が土地利用マスタープランというものを作っているが、森林保護区域や森林生産区域、それから飯豊町では、町の総合計画と合わせて、町内9つの地区ごとに、地区別計画というものを作っていて、地区別計画の中にも、自分たちの地区の土地利用のゾーニングを行っている計画を作っています。

そういったところで、開発地域でない部分でゾーニングされたところについては、規制を行うという形にしている。

現在、国の方で進めている規制緩和に基づく促進区域だが、少し懸念を持っている。はたして、太陽光や風力を推進していいのかという問題があるので、住民等の間での合意形成をとりながら、区域設定を行っていく必要があるのかなと考えているところ。自治体の例として紹介させていただきました。

伊藤委員長

市町村では、マンパワーや予算面がかなり限られるので、ゾーニングするときには専門的な調査や知見が必要になってくるはずなので、援助のようなものはきちんとできるのだろうか。

飯豊町さんから具体的な御発言があったが同じ自治体の鶴岡市の佐藤さんはどうでしょうか。

佐藤委員

皆さんご承知と思いますが、昨年、鶴岡市では出羽三山に係る風力発電事業に対して反対運動が起きた。鶴岡市では規制区域を設けているわけではないが、一番問題になったのは、事前に地元住民等に知らされることなく、計画、環境アセスの手続きが始まってしまったこと。知らないうちに計画が進められていったということに対して、地元の方々が反対されたということ。再生可能エネルギーを進めるということは重要なことでもあるが、規制よりも、手続きの進め方が一番の重要であると感じており、今回の条例についても、地元の合意を取った上で進めるということを重視できる条例にしていきたいと思っています。

伊藤委員長

ありがとうございます。

今の問題は論点2の環境との調和や、論点4の、説明会をどの段階で、どういう関係団体を対象とするかといった課題ともつながりますので、後程改めてお聞きしたいので願います。

後藤委員

促進区域についてですが、地球温暖化対策の考え方の方向性とは思うが、本当に基礎自治体としてこの促進区域を設定できるのでしょうか。この促進区域を市町村が設定したと

きには、県は関与するのか。例えば、災害の事業計画認定の際でも、その場所について、住民との関係において、リスク等が評価される時には、場所は決めたが、実際はその場所は違ったのではないかとかなりかねない懸念があります。

その上で、促進というよりも、例えば、各自治体が災害用のハザードマップなどを作っているが、ネガティブゾーニングというか、ここだけはダメという考え方もあるのではないか。促進という言葉が前のめりで良い感じもするが、実際、運営してみると勘違いしたり、難しくなる可能性がある。決してネガティブゾーンを作ったからといって、再生可能エネルギーの開発を、抑制していくことにはならないような建付けを作れないものか。

この促進区域について、政府の方針は出ているけれども、それに対して、県としては、組み合わせなのか、関わり方なのかということも、検討いただければと感じました。

伊藤委員長

今の御発言に対して、事務局から何かありますか。

高梨課長

促進区域については、国の方で地球温暖化対策推進法の改正に基づいて新しくできた制度ということで、検討されているところなので、どのような形になるかは、やはり注視していかなければならないと考えております。

各委員の皆様からご意見がいただきましたように、促進区域なので全くノータッチということではなく、事前の決定手続きというようなことで、把握できる方が良いという御意見もいただきましたので、そういったことも踏まえながら進めていきたいと考えております。

和泉田委員

行政法を専門としている立場から見ると、そもそもこの認定の法的効力や意義がどういうものかにもよるが、区域の話でいうと、その前に考えることとしては、国と都道府県と市町村の役割分担がどうあって、その中で県がどのような立地規制をしようとしているのかが明らかでない、議論がなかなか進めないのではないのでしょうか。

国はアセスの要件を緩和して、なるべく前のめりで進めて欲しい、しかし、地方自治体はある観点で規制したい。メガソーラーの規制条例等を見ると、大体市町村は、がけ崩れが起こるといったことや、事業が終わった後に施設が残ってしまうといった観点から規制している。

今回の県のこの条例の仮称を見ると、自然環境、歴史・文化的景観との調和の観点から規制したいということで、一応、役割分担がなされています。そういうことであれば、市町村の、危険、安全、保全といった観点とは別に、県が何か規制するっていうのはありえて、その場合は全域でも、促進地域でもいいのかなっていうような気がします。今一番言いたいことは、県の役割分担をどう考えていて、それを明らかにする必要があるのではということです。

内藤委員

促進区域に関する県の役割は、法律上規定されてあります。先ほど申し上げた通り、温

暖化対策推進法に基づく都道府県の実行計画の中に、都道府県の基準を定めるよう規定されている。

要するに、促進区域は市町村が定めるが、市町村が定めるときには、都道府県はその考え方を規定し、市町村はそれに従って促進区域を定めるよう規定されている。委員長がおっしゃるように、市町村がプロモートの役割なんですけども、都道府県は、社会的条件として一定の役割、枠をはめる役割となる。具体的にどういう観点かも規定されており、自然的、社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項を、都道府県は定めなさいということが改正法に規定されている。まさに、温暖化対策推進法上は、ここで議論されている、例えば出羽三山の歴史的、文化的環境を守るといったことや、先ほど別の委員からご指摘があった災害の発生を考慮して、市町村が促進区域を定めるよう都道府県は温暖化対策推進法の規定に沿って基準を定める必要がある。先に都道府県が基準を定めてそれに従って、市町村は促進区域を定めることになる。ですから、まずは、例えば出羽三山に促進区域が設けられないような、規定をしておくことがまず大事だろうと思います。きちんと規定すれば、県からみて、市町村がむやみやたらに促進区域を設けることはないと思います。

そういった中でも、今検討している条例に価値があるかということについてですが、促進区域が設けられても合意形成が必ずしも形成されるということにはならない。県として、こういった合意形成のルールを横断的に全県下で作ることは非常に意味があると思います。

和泉田委員

そうすると、保安上の観点からも、自然環境との調和の観点からも、県が、県土の中の全ての領域について、地球温暖化対策推進法上の促進区域を定めるにあたっての指針を出すことが必要で、そのうちの自然環境の観点からの部分の合意形成ではアセスがカバーし、合意形成が足りない部分について、この条例でカバーして手厚くしたいと考えればよろしいのでしょうか。

内藤委員

次の論点になりますが、アセス制度は、事業者には、手続きを通じて環境配慮を織り込む仕組みであって、必ずしも合意形成の仕組みではないです。アセス事業者からすると、一定の環境配慮を織り込んで手続きが進めばもうそれでいいじゃないかとなってしまいう傾向もある。アセスは手続き法であって、合意形成を求めているわけではありません。

ただ、実質、住民参加ができる場がある制度はアセス制度しかないもので、皆さんアセスを使って、その場で事実上の合意形成のようなことをやろうとするわけです。そこで地元の方と事業者ですれ違いが生じてしまい紛争の原因となっていることがある。アセス制度は必ずしも合意形成のツールではなく手続き法であるということを考えると、今回の条例のように、きちんと合意形成のルールを決めておくということが非常に重要であると思います。

伊藤委員長

青柳委員、法律的にこの条例が営業の自由や財産権を侵害するような心配はないのでしょうか。

青柳委員

今回の事務局案を見ると、FIT の認定の取り消しに係るかどうか要件になっているので、営業自体はできると考えられると思います。ただ FIT の認定は事業者側としてはとても大きなところと思うので、認定基準の内容が、非常に厳格で難しくなると障害になるし、基準が明確で、ある程度負担のない内容であれば、あまり影響が大きいものではなく、県としては、十分なレベルなのかなと思います。

後藤委員

認定基準に合致しなければ、FIT 認定の取消しが抑止力になり得るということだが、将来的にみれば、必ずしも FIT ではなく、売電せずに自家発電として発電所を作ることあり得ると思います。発電所にも様々なパターンがある。今は FIT でスタートしているが、近い将来、FIT ではなく再エネ発電所を建設して自家用に使用するというニーズは当然今もあるが、そういう方向感、地域の中からも出てきます。地域内の電力として使おうとしたときに、FIT 認定が抑止力になり得るのでしょうか。

青柳委員

今回の条例での認定は工事ができるかできないかに直接は影響しないと思っていました。ある程度大きな規模の事業計画を想定していると思われまので、そういった、今の段階では、FIT 前提の考え方と認識しています。

ただし、今後、売電しない方向性となった場合、今回対象となる発電の規模がどの程度かよく把握できていないところもあり、自家発電がどれぐらいの規模となるかもあるが、今後、そこに規制をかけていく必要があるのか地元住民の合意を取り付けていく必要があるものが増えてくるのかというところは、検討の余地があるところだと思います。

伊藤委員長

今の課題については、論点3のところでもまた御発言いただければと思います。

和泉田委員

条例に再エネ導入の必要性を盛り込むということだが、具体的にどういった事なのかということと、何か効果を持たせるつもりがあるのかについてお伺いしたい。

高梨課長

今回の条例としては地域との共生や地域住民との合意を図りながら再エネを導入していくことを目的の中に謳うことを想定しています。

伊藤委員長

全体としては、エネルギー政策として再エネを導入していくこととしているので、規制をかけて導入できないということにならないよう考慮していくということかと思えます。

青柳委員

促進区域について、認定ではなく届出とするなど特例的な取扱いが必要かということだが、現時点での事務局としての考えを伺っておきたいと思います。

高梨課長

促進区域がどのように設定されるか見えないところはあるが、今国の方で検討されている制度の内容としては、基本的には促進区域内で事業が進められる場合には、アセスの一定の手続きを省略することができるなどとされており、そういう意味では、促進区域内で事業が進む場合には認定ではなく、届出にとるといったような配慮が必要ではないかという視点で、国の動向をみている状況です。

伊藤委員長

促進区域の関係で、再エネ導入を促進した場合には、地域にきちんとメリットは還元されるのかという観点についてはどうでしょうか。例えばある発電所ができた場合、地域にとって見れば、固定資産税は入ってくるけれども、県外の会社であれば法人税は入ってこない。売電すれば電気は東北電力に流れるので、何かあった場合に、その地域に優先的に電気を流すことはできません。場所、地域は提供するけれども、災害や環境破壊だけが残り、地域には何も残らなかったといったことがないようにしなくてはならない。県レベルで考える問題なのかどうかはあるが、何かお考えありますか。

高橋委員

地域のメリットということで、やはり国の方は、二酸化炭素の排出量をゼロにし地球温暖化を抑制することが世界的潮流の中で、そうせざるを得ない状況ではある。エネルギーを、化石燃料由来とする原発から再エネにシフトしていくという主張は理解できます。

しかし、再エネを普及させるにあたって、委員長からお話があったとおり、地域の中で再エネが外資による経済的な活動の中で行われてしまっていて、地元へのメリットが何もない。災害が発生して、太陽光のソーラーパネルが雨で流されても、事業者が処理をしてくれるかどうかもわからないといったように、地元の住民は不安を覚えています。

発電の収益による社会貢献についても、最近は、そういうことを考えておられる事業者さんもいらっしゃるが、そうでない事業者さんも多く、それが全国的な問題として発展している状況がある。

こういった中で、住民との合意が得られる理由としては、再生可能エネルギーの取り組みが、地域の住民にとって、何かしら有益なこと、雇用にも繋がり、若い人たちが地元に残って働けるといった形になってくれれば、大手を振って賛成となると思う。

現状の仕組みでは、地域住民がお荷物を背負わされているようで、ある意味、原子力と同じようになってしまっており、制度自体に問題があると思っている。その辺のところを変えていく必要があるので、そういう意味でも、今回の条例は、やはり必要であると考えます。

後藤委員

再エネを前提にこの条例を考えるうえで大事なことは、再エネは地域資源を活用して生

み出していくものであるということです。今、風力や大きな太陽光ができていますが、今後、幾ら促進区域といってもかなり限定的になってきているという原因認識があります。山形県内に促進できるような場所が本当にあるのでしょうか。かなり限定的な場所が候補地として挙がることになるのではないのでしょうか。

その場合に、大規模ではなく、小規模、中小規模で分散された山形県内の再エネを活用していくという考え方をもう少し明確に出していく規模の議論と、事業主、事業者と言葉を使っているが、事業主体は誰を想定しているのかといったときに、先ほど飯豊町さんや出羽三山のお話があったように、突如として県外、地域の外からきて再エネだけを作ることがある。企業なので、利得を目的とすることは容認できるかもしれないが、目的以上に様々な影響を与えてしまい、大規模な事業を進めようとするので、摩擦が起きる。

本来の再エネの特質から言えば、小規模、分散型で県内各地に開発していくことが必要。全国それぞれに地域資源の特色があるわけなので、山形県の特色としては、こういった再エネを導入していくというスタンスを明確にしていくことも重要ではないのでしょうか。

そういう意味からも、政府が促進していくことについて、地域の中で、地域事業者が再エネに取り組むことを促進しているともイメージできます。地域住民と一体になって再エネの導入に取り組む、地域エネルギーを作り出すという考え方を進めていくのであれば、規模の問題や事業者との関係、住民との合意をどうするかなど、もう少し整理されていくのではないのでしょうか。

伊藤委員長

ありがとうございました。続いて論点②の方に入りたいと思います。
まずはこの件に関しまして、高沢さんの方から御発言をお願いします。

高澤委員

始めに質問させていただきたい。環境面における合意形成とはどういった定義となるのでしょうか。

高梨課長

資料の「認定基準」にも記載しておりますが、地域からの明確な反対の意思が表明されていないということをもって手続きとして進めていくことを考えております。

高澤委員

ありがとうございます。今回、条例を策定していくに当たり、庁内の横の連携状況はどうでしょうか。

高梨課長

条例制定の動きを進めていくことは他の部局にも伝えているが、具体的な内容等についての共有というところまで至っていない状況です。

高澤委員

ぜひ、連携をお願いします。景観の分野でも、景観計画や条例の中で、再エネの施設に

関する規制等をしている都道府県もある。例えば北海道、島根、石川。石川のように、太陽光発電のパネルの細部まで規定しているようなところもある。山形県でも大きな工作物に対する規制がありますので、しっかりすり合わせしてもらいたい。

内藤委員

先ほども申しあげましたけども、歴史・文化的「景観」といった場合、環境アセスで扱っている景観もあるので、ここで言う、歴史文化との調和という場合には、景観を使うと自然景観の一部として狭くなるおそれがあるので、自然環境並びの言葉としては、歴史・文化的「環境」が適切ではないか。広く定義しておかないと、一般的な景観の議論と、出羽三山のような歴史文化的価値、地域の価値を守ろうという議論が混線するのではないかと思います。

アセスの評価項目の中にも「景観」がありますが、これは、どちらかという自然環境的な景観を意識しているので、その部分との混乱が起らないように、文化的「景観」ではなく文化的「環境」としておいた方が良いのではないかと。

また、合意形成をすることは非常に大事なことで良いことだが、アセスとの重複感が生じるか、ということでは、アセスはたまたま住民意見の場があるので、合意形成に流用されている感じがある。環境配慮を盛り込む手続きとしてのアセスは、必ずしもきちんと住民の合意が手続き上は取れない場合もあるので、住民側、事業者側、どちらにも欲求不満が生まれることがある。そういう意味で、この合意形成の手続きは、アセスとは重複しないとは思いますが。

その代わりに、単に合意形成といっても、何の合意形成なのかわからないので、観点を規定した方が良いかなと思います。例えば、事業者の責務として、自然環境や歴史文化的環境、災害防止の関連、その他について合意形成を図ると規定し、議論が様々なところに飛ばないようにしておいた方がよいのではないのでしょうか。

加藤委員

私は、20年ほど前から、酒田市、遊佐町、庄内町で、20基ほどの流力発電施設を運営、準備をさせていただいております。地元の事業者として、風力発電施設を建設、整備、発電事業をやらせていただいている立場から申し上げさせていただくことが、私の役割だと思っています。

基本的には、これまでお話をいただいている内容については、私どもはやってきたこと。地元の合意形成せずに、地元事業者が風力発電事業をできるはずがない。その手続き論について話し合いをいただいていることについては、とてもありがたいことだと思っています。

内藤先生からもお話がありましたが、事業者がこういう言い方をすると語弊があるかもしれないませんが、環境アセスの住民説明会の場は、住民の皆さんに細かいことを説明して、環境アセスメントの書類に対して合意を得るというよりは、全体的な風力発電施設の建設に対して、合意を求める場になってしまっているのが現状。

そのため、合意形成の場と、環境アセスの住民説明会が、考え方によっては2回あるということについては、地域側の地元の皆様の受入れが難しく、現実的には、この前何かで揉めて、また同じようなことやったということになってしまうと思われま。

環境アセスの住民説明会の時に、地域の皆さんから、風力発電施設を受け入れていただけるか多数決を取ってもらったこともある。多数決で賛成多数を得られた上で、事業をさせていただいている結果が今あります。佐藤課長さんがおしゃっていたが、手続き論としては、風力発電施設を準備するにあたって、このぐらゐの時期には、地域の皆さんや行政にも話をした方がいいのではないかといいたことがあり、また、山形県にはエネルギー戦略があり、その中で一定のゾーニングがあると理解をしているので、そのゾーニングと、国の促進区域の考えはとても運用が難しいと思います。

各市町村に照会をすれば、必ずその地域の合意、住民の皆さんの合意、地元の自治会の合意、相手によって様々だが、必ず得るように言われるはずなので、手続き論の問題として順番をしっかりと決めていただければ良いと思います。

正直なところ、大手の事業者さんが県外から来て、出羽三山のような事業計画が進められることは、地元事業者としては大変迷惑。たくさんの方から、お前、手伝っているのか、という質問を受けましたが、手伝っていないと答えています。

手続き論としては、しっかりとした手続きにさせていただくことについて我々もありがたいことなので、ぜひお話を進めていただきたいと思います。現実に地域で行われていることについても汲み取ってもらいたい。私もは、地域の風を、地域の事業者が地域のお金でやろうと、ということはずっと標榜してやってきました。地域へ還元することがないと、地域から認められるはずがないので、そこはご理解いただいた上で、それでも、大手の事業者さんが場所を求めて来られるのは事実で、それを100%拒絶することはできない。これからは洋上風力の話も出てきて、地元だけでできることではないので、その辺のご理解をいただきながら、手続き論をしっかりと事業所側に示していただければ、その手続きに従って我々も事業を進めていくことになると思います。

後藤委員

資料1の手続きのフローイメージのところ、自治体と事業者が協議することとなっていて、その後、事業者が住民と合意形成を図るという流れになっています。最初に事業者と自治体が協議するということは、両者が考えを擦り合わせて、方向感を出して、それを持って住民合意の場に臨んでいるということになるのでしょうか。

自治体と協議した時点で、事業者の認識としては、自治体のお墨付きをもらったようなことになるのか、どのレベルの協議なのでしょうか。

高梨課長

この条例の検討を行っている中で、市町村さんの方からも聞いたお話として、前もって全く市町村の方に話をしないで、突然、地区、自治会の皆さんのところに説明に入られると、市町村さんも県も知らない中で、地区住民、自治会さんの方に話が行ってしまうと、その後、なかなかコントロールできないということもありましたので、まず市町村さんや県の方に、こういう考えがあるということ言っていただくようなことを考えたいという意味での言葉として「協議」を使わせていただいております。

また後程の論点にもなりますが、一体どの地区の自治会さんとお話をすればいいか、といったところも市町村さんとして事業者と話ができるようにということもありますので、あらかじめ市町村、県の方に協議ということで事前に情報を伝えて欲しいという趣旨で書

いています。

後藤委員

事業者が最初に自治体に、こういう事業をやりたいと相談に行くことは、筋道を作るといって非常に結構だと思います。ただ、そのことで、住民合意を得る上で、もうすでに事業者が自治体の了解をもらっているかのように住民合意も求めるようなこともあり得る。協議の役割としては、そういったことを期待しているのか、それとも、情報をまず自治体にも入れてくれと言っているのか。本当に住民合意を取るためのチェックや指導を行い、ダメなところがあれば自治体で止めてしまうことまで考えているのか、それとも、止めないで、自治体として認識して情報を持ったというだけの協議なのか、その点をお聞きしたい。

伊藤委員長

今の問題は論点④でもう一度やりたいと思います。

伊藤委員長

私自身も歴史民俗を専攻していますが、再エネの発電所を設置するとすれば、里山か、それに近い場所なわけです。そうすると、地域や農村にとっては、これまでも、今でも生活サイクルの場になっています。

場合によっては、神社や寺院がすぐ近くにあたりする。文化財があるような場所、それに近い場所もあるわけなので、くれぐれも暮らしの中の景観を壊さないように、調和、配慮がぜひとも必要になってくる。

同時に今の科学技術の進歩からいけば、今再エネは太陽光、風力、バイオ、地熱と言われているが、場合によっては、100年も経たないうちに、他の手段でも十分にエネルギーを供給できるような手段も生まれてくる可能性もあるはずで、その時に、かつての先代が作った施設を取り壊してみたら、環境も全て破壊されてしまい、歴史的な景観がなかったというようなことにならないような、可逆性というのか、条例ではそこまでは難しいかもしれないが、そういったところまで見通しておくことも、念頭に置かなければならないと思います。

少なくとも再エネ施設が公害の温床になるようなことだけは絶対避けなければならないことだけは、私どもも念頭に置く必要があると思います。

和泉田委員

合意の相手方として地元自治会を想定していることに非常に違和感があります。法学的に合意を求めるといえば、地元住民に説明して、代表としての市町村長が同意するということはありますが。

それから論点④にも関わるが、もし認定が処分であれば、その処分を地元合意に係らしめるとすれば違法な条例ということになる。そのことも考えると、「合意」にせず、市町村長の同意にして、説明の相手方は、住民を対象に、住民であれば誰もが参加できるように、公に公示して誰でも意見を言えるような場を設定するということが普通ではないかと思います。

今回、地元自治会を対象とした理由をお聞きしたいところです。

伊藤委員長

大変貴重な御意見ですが、これも論点④に関する問題なので後程改めてお願いします。

青柳委員

今回の条例以外に、再エネ発電施設を建設するに当たって、景観条例などの規制条例があると思うので、整合性もきちんと取る必要があります。先ほどもお話があったが、横の繋がりとして、他の条例を確認しつつ、手続きが重複したり、繰り返しにならないように調整をお願いしたいと思います。

伊藤委員長

ご指摘ありがとうございます。それでは論点③、知事の事業認定基準についてはどうでしょうか。

和泉田委員

FIT法との関連が重要だと思います。FIT法上の認定申請のタイミングを見つつ定める必要があるのではないのでしょうか。FITの取り消し要件となり得るとあるが、必ずなるのか、なるかもしれないということなのでしょう。なり得るのであれば、FIT法上の認定の責任は国にあり、ここで特に罰則を設けないとすると、不認定は法的にあまり意味がなく、結局認定するかどうかの責任は国にあると。連結するかどうかわからないけれども、不認定にすることになる。FIT法上の認定、不認定の責任は国にあると言っているように見えるので、そうであれば、条例として制定する意味があるのかなと思います。

高梨課長

FIT認定は、かなり早い段階で取ることになるので、FIT認定を受けながら事業計画を進めていくことになる。参考資料の7ページにありますように、FIT認定を一度受けているけれども、法の中で認定の取り消しということで、例えば円滑にその事業の実施が見込めなくなったような時には取り消すことができる規定になっています。今回の条例の仕掛は、先行県である和歌山県でも同様の仕掛けで行っています。

和泉田委員

FITは施設ごとではなく、事業者として認定を受けるのでしょうか。事前に相談して、施設が完成したときに認定してもらおうのでしょうか。

後藤委員

FITの申請は、場所を特定し行うので、市町村や住民の合意をすでに得ていることが今までの流れであったと思います。

加藤委員

FITの認定に当たって、地元合意が得られている必要があるのか、という意味でしょう

か。FIT 認定自体は発電場所や規模、土地がきちんと借りられているかということが必要だが、少なくとも風力発電では FIT の認定と地元合意のタイミングは全く同じではないと思います。この条例で不認定になった場合、FIT の取消し要件に当たるということは、事業者としては、事業を進めるに当たって大きな要件だと思います。

和泉田委員

手続きとしては、土地が確定し設備計画があつて、地権者との同意を取れたときに FIT 認定の申請をするということでしょうか。

加藤委員

そうです。

和泉田委員

そうであれば、FIT 認定申請と同時にこの条例の認定申請が良い気がしますが、案では、工事着手前となっている。一定程度進捗したということだが、そこがあまりよく理解できない。

高橋委員

飯豊町の例で言うと、先ほど申し上げたメガソーラーの事業者さんは、地元で説明する前に FIT の認定は取っています。発電場所の方も、用地買収が進んでいて、登記もある程度終わっていて、事業場所も決まっていた。経産省の FIT 認定を取り、さらに、東北電力の系統連携の接続契約も済ませた上で、町に計画の話を持ってきた経過がある。

当時は、県の環境アセスでは、太陽光の開発は、まだ規制対象になっていなかったもので、県に対しての報告もなされていなかった。地元自治体、地元住民は抜きにして、国の認定を取ってしまった後に話をしてきたという状況。今回の条例に関しては、一定程度の合意、例えば飯豊町では町の条例で、町の同意を得ることを規定しているのです。その後で、FIT 申請をしてもらった方が良いのではないかと思います。

和泉田委員

工事着手前は、FIT 認定を取っているかもしれないということでしょうか。FIT 認定申請と同時の条例の認定申請では遅いということでしょうか。市町村の条例で、もっと早い段階で同意を得ることにして、県の条例では FIT 認定申請とセットで申請するというのもあり得るのではないかと。詳細を把握していないので、何とも言えないが、少なくとも工事着手前に特に理由があるのかどうか。

佐藤委員

条例の認定申請する前にすでに環境アセス等の手続きが進んでいるとすると、そこで不認定としてしまうことは、事業者にとって大丈夫なのかなどの懸念があるので、認定審査のタイミングはもう少し早く、事業が進んで固まってしまう前に、事業者とやり取りすべきなのではないかと思います。

青柳委員

FIT 認定の申請の手続きがよくわからないところがあるが、資料 1 では関係法令の遵守が要件となって、FIT が認定されるということを前提で考えると、この条例の認定をもらわないと、FIT の認定申請できないと思っていたのですが、この理解でよろしいでしょうか。

事務局

FIT 認定にあたってはその段階ですべからく関係法令の手続きが進んでいるというわけではなく、事業計画認定になっているので、そういう意味では事後的にその関係法令が遵守されていないといった状況も当然に想定されるイメージです。

青柳委員

そうすると、事業者さんとしては、この条例の認定が取れるかどうか、最終的にはFIT 認定を継続できるかどうかに影響してくることになると思うので、通常の実業家さんであればそれを織り込んで、タイミングを見て進めると思うが、FIT 認定を取っていて、事業ができると思っていたら、この条例で不認定になったとすれば、紛争発生リスクはどうしても出てくる。訴訟リスク回避という観点からすると、ある程度、前段階で認定を取ってもらうことも必要なのかなと思ったところです。

後藤委員

早く認定を取るということは、運転を早めることはできないので、早く準備をするということしかできない。私の発電事業の経験からすると、早く準備をして認定を待つということと、法令遵守についても、後から不備があると言われないように準備をすることが必要。地域事業者としては、地域住民との合意を得られるよう、こういったことを前提にやってくる。

悪いイメージを付けてしまい申し訳ないが、やはり外部の実業家の不安があるということ。この条例が再エネを発電しながら地域還元している、地域のためにやっている事業者を排除することになってはいけないので、主体者をどう想定して、建て付けていくのかというところも織り込んだ方がいいのではないかな。

青柳委員

地元の事業者だけではなく、外部の実業家も想定しなければいけないのが条例だと思います。

申請のタイミングについて、工事着手前としているのは、今回の条例の主眼としては、地元住民の方々の合意のもとに、再エネを進めていくという観点から、地元住民には工事着手前に合意を取り付けて欲しいということかと思っていた。いろんな関係者の利害を調整した結果としての時期の設定になると思います。

FIT 認定の際にこの条例が前提となるかと思っていたので、認識が誤っていたところはあるが、岡山、兵庫も工事着手 60 日前と定めているのも、おそらく事前にきちんと合意形成をした上で物事を進めて欲しいということなのかと思うので、少なくとも、ギリギリ待っての工事着手前の認定申請のタイミングなのかと思います。案の工事着手前がいいのか、

岡山や兵庫のように 60 日前がいいのかは、関係する方々の意見を踏まえた上でご検討していただいた方がいいのかなと思います。

委員長

今のお話は、ここで結論を出すわけではないですが、事務局で整理をお願いします。

高梨課長

先ほど後藤委員からもありましたように、FIT の申請時期は様々なケースがありますので、他県の状況など調べてみたいと思います。

伊藤委員長

先ほど規模と種別について御質問がありました。この規模の考え方についても説明をお願いします。

高梨課長

こちらは電気事業法で、この規模以上の場合には工事計画を作るよう定められている規模ですので、同じように事業計画を作ることは可能ではないかということで設定した規模になります。

伊藤委員長

論点③については、更に事務局で詰めていただくようお願いします。

それでは、論点④についてはどうでしょうか。

佐藤委員

地元への説明の範囲ですが、鶴岡市では以前から風力発電施設の設置に係るガイドラインがあったが、昨年の出羽三山の件があるまでは、説明の範囲は住民自治組織や、住民、周辺地権者としていたが、昨年の出羽三山の件で、それ以上に影響があるということもわかってきて、周辺の地元住民だけでは不足だろうということもあり、年末にガイドラインを改正しました。住民等にプラスして、影響がありそうな、例えば観光協会や、映画を撮影する事業者といった関係者にも説明する方向でということで、市が指定するものに対して、住民に加えて説明していただくようにしています。

ただし、風力発電事業の実施区域の立地条件によって、影響を受けると考えられるところが異なりますので、その範囲については、事業者と関係市町村が協議をすることが良いと思います。

伊藤委員長

5 ページの資料にあるように、事業者は、まず、県、市町村と協議をして、その上で、地元自治会に説明し、合意形成をしていくと。その場合に、今のご発言のように、自治会以外でも、関係する、観光協会など影響を受けるところとも、丁寧に、説明会というものを設定したほうがよいのではないかということでした。

もう一つは、合意形成は努力義務規定という位置付けにしていきたいというようなこと

ですが、いかがでしょうか。

高橋委員

飯豊町の条例の内容では、工事着手する 60 日前に工事の届出をする。届出の前には、事業者の責務として、地元の住民ですとか、地縁団体などに対して説明会を開催する。風力発電などは、県境や、隣の自治体との境に建設する場合も結構多いので、隣の自治体や、県を跨って隣の県の方にも説明をするというようなこともなくはない。その説明を行った上で、町の方に届け出をし、その同意を得るために、町の方としては審議会を設定して、その審議会の中で合意するかしないか、住民の地元の意見を勘案しながら判断をして、結果を出すということにしている。届出の前の説明会は、やはり重要なことと思います。

太陽光の場合ですと、土石流等の自然災害が発生するおそれもあるということで、当町の場合では、その下流部に水道の浄水場、取水地があるので、水道に関連すれば全町民が被害対象者になり得るので、町全体としての説明会もなくはないと思います。

伊藤委員長

先ほど和泉田さんからは自治会ではなく住民ほうが良いとの御発言がありました。

和泉田委員

市町村の方のご意見からしても、やはり、自治会に限ることは問題があると思う。合意は誰が出すのかが問題になるが、審議会というのもいいご提案、実例だと思います。

それからこのページでは努力義務規定とありますが、4 ページを見ると、認定基準として、合意を得ることではなくて、明確な反対の意思が表明されていないこととありますが、文言は違いますけれども、基準で合意を要件とすれば、努力義務ではないような気がするので整理が必要かと思います。この条例による認定が、特に禁止の解除をしたり、認定なき設置に対して罰則がないものであれば、処分ではないので、それが合意に係らせしめられていても違法の問題は起きないが、その場合、条例の制定の意味はどこにあるのかが問題となると思います。

高橋委員

先ほど抜けていましたが、本町では最終的には町長が同意します。審議会は、町長が諮問し、審議会で答申を行い、それに基づいて、町長が判断をして、同意を出すことになっています。

後藤委員

飯豊町の高橋委員にお聞きしたい。事業者が町と協議をするという建て付けが今回できたとすれば、今の飯豊町の条例の立て付けでは、協議にしたときに、先ほどにメガソーラーに対してどのような対処ができるようになるのでしょうか。協議の段階で審議会などを開いてダメだと言えるのか。話を持ち込まれば、住民合意の以前に、自治体の入口でダメとできるような立て付けになるのでしょうか。

高橋委員

事業者さんから話を持ち込まれた時には、町の条例に基づいて、届出前の責務として、住民や影響を及ぼすような関係団体、住民の方に説明会を開催するようにお話をさせていただいています。そこでは住民の同意や合意は、特に規定はしていません。その後、工事着工届出の申請が出てきた際に、審議会を開催し、前段に行われた住民説明会、住民の意見、そういった部分を精査しながら、審議会の方で判断していただきます。その判断に基づいたもので、町長は同意するか否かの判断をしています。

伊藤委員長

丁寧に丁寧に手続きをしていくということだと思いますが、丁寧に丁寧に進めていけば、住民からの反対運動や訴訟などは起きないものなののでしょうか。

青柳委員

自治会は強制加入ではなく、入っていない方もいるので、自治会を対象とするのではなく、ご検討いただきたい。今回の本条例の目的として地域の自然環境と歴史・文化的景観、環境との調和という観点で、この事業規模が本当に妥当なのかどうか、そこは電気事業法の事前届出範囲が目的にかなうのかどうかは検討していただいた方がよいと思う。この事業規模イコールFITを認定する事業者と考えていいのでしょうか。もしもFITの認定を得ない事業者が出てくるのであれば、これに対応した何らかの罰則、制裁等を用意する必要がないのかどうかと思います。FIT認定を得ない事業者に、合意形成を得ずに工事が進められても本当に良いのかご検討をお願いします。

伊藤委員長

その点は事務局でご検討いただいて、次回お願いします。

加藤委員

ここでお話をしている県の条例と、飯豊町さんの事例も紹介いただきましたが、例えば、今、酒田市、遊佐町、鶴岡市には風力発電の建設に関するガイドラインがあります。当然厳しい方に合わせていくことになるかもしれませんが、この条例では合意形成が努力義務と言われてはいるものの、例えば酒田市さんなんかは、周辺の二つの自治体の合意書ももらってくるようになっていきます。遊佐町さんは、風力発電施設を建設するときは、遊佐町さんと事業者さんと、地域住民の代表の方と、私たちはちゃんと責任を持って20年間事業するというので、覚書を結んでいる。市町村のガイドライン的な要件の方が厳しい場合には、当然そちらの方に合わせていかざるを得ないと思いますが、そういう市町村の皆さんとのやりとりというのも、一定のところが必要なんじゃないかなと思ったところです。県の条例上、努力義務であっても、その場所や内容によっては、我々は地域の皆さんから同意をもらわなければいけない。緩い方、厳しい方に合わせてくれというわけではないが、実際事業をやる立場としては、厳しい方に合わせていかざるを得ない現実があります。

伊藤委員長

先ほど飯豊町さんからもありました。隣接する市町村や、場合によっては県を超える場合は、そういうところも考慮して、また、自治体によって、内容が厳しい、ゆるいがある

ので、その辺をどう対応していくのか、ぜひご提案いただければと思います。

伊藤委員長

他に皆さんからどうでしょうか。全体についてご意見がありましたらお願いします。特になければ、ここで、協議させていただくという、大変貴重なご意見を賜りました。ありがとうございました。

次回まで本日の宿題に対する回答や、それを踏まえて条例の骨子をご提示いただけるということです。よろしく願いいたしたいと思います。

特にご意見がなければ、本日の議事が終了いたしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それではご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

佐藤補佐

伊藤委員長ありがとうございました。

次回の委員会は8月下旬頃の開催を予定しておりますが、明日以降、改めて日程調整をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。